



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 8 月 29 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【タイ】

「タイの預金保護機構法について」

(1 パーツ = 約 3.2 円)

タイ中央銀行は8月11日、金融機関破たんの際に預金者を保護するための預金保護機構法 (Deposit Protection Agency Act: DPA) を施行しました。

預金保護上限は施行後1年間は全額保護を続けることになっており、その後段階的に削減されます。ペイオフ解除2年目は1億パーツまでとなります。以後3年目5,000万パーツ、4年目1,000万パーツ、5年目より100万パーツまでになります。保護の対象としては、地場商業銀行、外国銀行支店、ファイナスカンパニーの預金のうち一人一金融機関につきパーツ建て普通預金・当座預金・定期預金口座のみとなります。非居住者パーツ建て預金、外貨預金(居住者・非居住者とも)は対象外となります。

【預金保護対象金額の上限】

期間	保護金額
2008年8月11日～2009年8月10日	全額
2009年8月11日～2010年8月10日	1億パーツ
2010年8月11日～2011年8月10日	5,000万パーツ
2011年8月11日～2012年8月10日	1,000万パーツ
2012年8月11日以降	100万パーツ

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 * 禁無断転載